

議案第 29 号

石垣市介護保険条例の一部を改正する条例

石垣市介護保険条例（平成 12 年石垣市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「40,140 円」を「37,560 円」に改め、同項第 2 号中「56,604 円」を「56,544 円」に改め、同項第 3 号中「60,612 円」を「56,964 円」に改め、同項第 4 号中「72,252 円」を「74,304 円」に改め、同項第 5 号中「80,292 円」を「82,560 円」に改め、同項第 6 号中「98,352 円」を「99,072 円」に改め、同号ア中「令第 38 条第 4 項」を「令第 22 条の 2 第 2 項」に、「得た額とする」を「得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする」に改め、同号イ中「又は第 11 号イ」を「、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同項第 7 号中「112,404 円」を「113,928 円」に改め、同号イ中「又は第 11 号イ」を「、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同項第 8 号中「130,464 円」を「136,224 円」に改め、同号イ中「又は第 11 号イ」を「、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同項第 9 号中「148,536 円」を「156,864 円」に改め、同号ア中「430 万円」を「420 万円」に改め、同号イ中「又は第 11 号イ」を「、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同項第 10 号中「166,569 円」を「173,376 円」に改め、同号ア中「430 万円以上 600 万円」を「420 万円以上 520 万円」に改め、同号イ中「又は第 11 号イ」を「、次号イ、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同項第 11 号中「184,668 円」を「189,888 円」に改め、同号ア中「600 万円以上 800 万円」を「520 万円以上 620 万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」を加え、同項第 12 号中「200,724 円」を「231,168 円」に改め、同号を同項第 15 号とし、同項第 11 号の次に次の 3 号を加える。

(12) 次のいずれかに該当するもの 198,144 円

ア 合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第 14 号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当するもの 206,400 円

ア 合計所得金額が 720 万円以上 800 万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当するもの 214,656 円

ア 合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第7条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「24,084円」を「23,520円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「24,084円」を「23,520円」に、「36,540円」を「40,032円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「24,084円」を「23,520円」に、「56,604円」を「56,544円」に改める。

第9条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は13号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「令第39条第1項第1号から第13号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の石垣市介護保険条例第7条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月26日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）における介護保険料基準月額及び保険料の見直しに伴い、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市介護保険条例(平成12年石垣市条例第2号)の新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(保険料率)</p> <p>第7条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>40,140円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>56,604円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>60,612円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>72,252円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>80,292円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>98,352円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第38条第4項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする</p> <p>_____。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第7条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>37,560円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>56,544円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>56,964円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>74,304円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>82,560円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>99,072円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第22条の2第2項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、<u>0とする</u>。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号</p>

の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ
_____に該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 112,404円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ
_____に該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 130,464円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イ
_____に該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 148,536円

ア 合計所得金額が320万円以上430万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イ
_____に該当する者を除く。)

の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 113,928円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 136,224円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 156,864円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は14号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 166,569円

ア 合計所得金額が430万円以上600万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は第11号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当するもの 184,668円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)_____に該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 173,376円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ又は14号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当するもの 189,888円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当するもの 198,144円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当するもの 206,400円

ア 合計所得金額が720万円以上800万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 200,724円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料額は、同号の規定にかかわらず、24,084円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料額について準用する。この場合において、前項中「24,084円」とあるのは、「36,540円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料額について準用する。この場合において、第2項中「24,084円」とあるのは、「56,604円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第9条 (略)

2 (略)

の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当するもの 214,656円

- ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 231,168円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料額は、同号の規定にかかわらず、23,520円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料額について準用する。この場合において、前項中「23,520円」とあるのは、「40,032円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料額について準用する。この場合において、第2項中「23,520円」とあるのは、「56,544円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第9条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)